議案第56号

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例の一部改正について

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年９月18日提出

湯河原町長　内　藤　喜　文

（提案理由）

長寿健康祝金贈呈対象者の居住要件を見直すため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例の一部を改正する条例

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例（令和７年湯河原町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、かつ、本町に現に居住し」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　令和７年４月１日からこの条例の施行の日までの間において、新たに祝金の贈呈対象者となった者の祝金の贈呈は、第４条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から１月以内に贈呈するものとする。

【参考資料】

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現　　行	改　正　後	備　考
（対象者） 第２条　祝金の贈呈対象者は、３年以上本町の住民基本台帳に記録され、かつ、本町に現に居住している者で、年齢が100歳に達したものとする。	（対象者） 第２条　祝金の贈呈対象者は、３年以上本町の住民基本台帳に記録されている者で、年齢が100歳に達したものとする。 附　則 （施行期日） １　この条例は公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。 （経過措置） ２　令和７年４月１日からこの条例の施行の日までの間において、新たに祝金の贈呈対象者となった者の祝金の贈呈は、第４条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から１月以内に贈呈するものとする。	